



メルマガ「GPN 地元国際通信 Vol.25」(2019/2/28 発行)

発行運営 一般社団法人グローバル・プロフェッショナル・ネットワーク

～地元国際！～地元企業を世界へいざなう国際専門家集団を形成するネットワーク！

[URL] <https://www.gpnjapan.com/> [代表 MAIL] info@gpnjapan.com

◎本メールマガジンは、GPN 会員、及び、名刺交換をさせて頂いた皆様に、当会からのお知らせや企業の海外進出・国際税務に関する最新情報をお届けするニュース配信です。

メールマガジンの解除、及び、配信アドレス変更をご希望の方は、本メールにご返信頂くか、GPN WEB サイトの「お問い合わせ」フォームよりご連絡下さい。⇒ <https://www.gpnjapan.com/>

◎ ご意見・ご感想などございましたら、こちらまでお願いします。⇒ info@gpnjapan.com

I N D E X

>>>連載 シリーズ！～ GPN 海外視察研修時に訪問させて頂いた企業のご紹介

■ 海外で活躍する日本企業 <第 8 回>

－ IDM INFORMATION DEVELOPMENT MYANMAR Co., Ltd.
(株式会社 インフォメーション・ディベロップメント)

※ Back Number 過去に配信させて頂きましたメルマガを掲載しています。

下記よりご覧下さい。

<詳細> ⇒ <https://gpnjapan.com/gpntimes/index.html>

>>> 注目情報

■ 2019(平成 31)年度 税制改正大綱<国際課税>

～過大支払利子税制、及び、移転価格税制の見直しについて

>>> お知らせ

■ 会員募集中！！～会員種別・協会費について

■ 友人紹介制度のお知らせ～入会金免除！

■ 「海外展開&国際税務に関する課題・質問にお答えします！」

■ 海外展開企業 支援セミナー(第 11 回)開催の御案内 2019.6.7, 15:00～17:00



GPN

Global Professional Network

>>>連載 シリーズ！～ GPN 海外視察研修時に訪問させて頂いた企業のご紹介

■ 海外で活躍する日本企業 <第 8 回>

－ IDM INFORMATION DEVELOPMENT MYANMAR Co., Ltd. (株式会社 インフォメーション・ディベロプメント)

1. IDM INFORMATION DEVELOPMENT MYANMAR Co., Ltd とは

日本とミャンマー企業による合弁会社で 2015 年 5 月に設立。IT スタッフサービス、トレーニングアカデミー、ソフトウェアのオフショア開発を行う会社です。現在、トレーニングアカデミーに重点を置いており、ミャンマー人を教育し、即戦力としてミャンマーの企業で活躍したり、日本の本社で採用したりすることを目的としています。

2. 株式会社 インフォメーション・ディベロプメント(日本本社)について

1969 年に独立系情報サービス企業として設立され、大手銀行のデータセンター運営管理や電力やガスといったエネルギー企業にソフトウェア開発を提供している東証一部上場の会社です。

日本のSE不足は、多くのIT関連企業にとって重要な課題となっています。IDグループでは、これまでにミャンマー人を 10 名程採用(或いは研修の受け入れ)してきました。これらの経験を通してミャンマー人は日本人と国民性が合うという印象を経営陣が持ったことから、新たな人材の宝庫としてミャンマーを選択したようです。

3. ミャンマーでのトレーニングアカデミー

コンピュータ大学を卒業した人達やキャリアアップを希望するエンジニア等に対して入学の募集を行い、基礎教育やサーバー等の実機を使った実践的な教育を施し、ミャンマー国内で各種エンジニアとして就業後、十分な経験を積んだ後に日本やシンガポールのグループ企業で採用するという流れを作ろうとしています。また、日本やシンガポールの支社からミャンマーに戻ってきたSEを、逆にミャンマーの日本企業に斡旋しようと計画をしています。

(1)生徒数 土日 8 名、平日 4 名

(2)教育内容

- ・実践スキル(サーバー、ネットワークの技術者として即戦力となるレベル)
- ・遅刻をしない、挨拶をすることと言ったような、ヒューマンスキル
- ・プレゼンテーションスキル
- ・エクセル、ワードといった基礎知識
- ・座学 3 割程度で、他は実際の課題を实践
- ・ネットワークの機材は生徒の数だけ揃っている
- ・授業はミャンマー語、テキストは英語、日本語も教育

(3)学校としているので、授業料は徴収しています。

(4)スタッフ 9 名、日本人 1 名

4. その他

(1)ミャンマーのIT関連の大学を卒業した生徒のレベルは？

→ 知識はありますが実践的な経験は未熟な印象です。

(2)日本語の教育について？

→ 日本語教育も行う予定です。ITを学ぶ目的と将来のキャリアプランにより、新たに日本語学

習するか、これまで使用してきた英語力を養成するか個人で選択する方法が良いと考えています。

(3)ミャンマーにとってコンピュータ産業は伸びますか？

→ 1つのマイルストーンとして、ベトナム程度のレベルにどの程度の期間でなれるかがポイントだと思います。

(4)コンピュータの価格は？

→ ブランドにもよりますが、500ドル前後のPCが一般的です。但し、正規ライセンスのOSやOfficeライセンスは別途となります。

(スマホは？→50ドルくらいから店頭に並び、一般的には120ドルくらいでしょうか。)

(5)今後、生徒数は増えますか？

→ ここを卒業した生徒がまた紹介してくるというような、口コミを通じて広がっていくと思います。そのことも踏まえて、学生が多いという理由で現在の場所に移転しました。

(6)学生の気質は？

→ 自信家で、プライドが高い印象を受けています。その気質の活かし方により、即戦力エンジニアとして活躍できるか否かが分かれるのでしょうか。

(7)卒業して日本で採用されたときの初任給は？

→ 20万円以上です(日本での大卒初任給レベル)。

5. 最後に

日本ではSE不足が深刻な問題ですので、ミャンマーで教育を受けた大卒新卒レベルのSEを、日本で採用する仕組みができれば良いな、と感じました。そのためにはまだまだ国レベルの調整や日本の法整備も必要です。これからは楽しみな会社だと思いました。

以上

2017年3月28日

特定社会保険労務士 田島 雅子

>>> 注目情報

■ 2019(平成 31)年度 税制改正大綱 <国際課税> ～過大支払利子税制、及び、移転価格税制の見直しについて

○この度、政府は2019年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2018.12.21)。国際課税については、所謂「課題支払利子税制、及び、移転価格税制」の見直しが行われました。

以下のとおりです。

1. 過大支払利子税制の見直し

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(以下「過大支払利子税制」という。)について、次の見直しを行う。

(1) 対象となる純支払利子等の額 その事業年度における対象支払利子等の額(支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除した残額をいう。以下同じ。)の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額(以下「控除対象受取利子等合計額」という。)を控除した残額(以下「対象純支払利子等の額」という。)を本税制の対象とする。

(2) 対象外支払利子等の額 上記(1)の「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。ただし、一定の関連者が他の者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合、その他の場合における当該他の者に対する支払利子等の額を除く。

① ②に掲げる支払利子等以外の支払利子等 次に掲げる金額

イ 支払利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる支払利子等の額

ロ 一定の公共法人に対する支払利子等の額

ハ 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額(イ及びロに掲げる金額を除く。)

② 特定債券利子等(当該法人が発行した債券－その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。－に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。) 債券ごとに次のいずれかの金額

イ その支払の時に源泉徴収が行われ、又は、その特定債券利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額

ロ 次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 国内で発行された債券 特定債券利子等の額の 95%に相当する金額

(ロ) 国外で発行された債券 特定債券利子等の額の 25%に相当する金額

(3) 調整所得金額 調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずる。

(4) 損金不算入額 その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の 20%(現行:50%)を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととする。

(5) 適用免除基準 次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。

① その事業年度における対象純支払利子等の額が 2,000 万円以下(現行:1,000 万円以下)であること。

② その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が 20%以下であること。

イ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の 50%超を保有する等の関係のある他の内国法人(その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。)の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額(控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう。)の合計額を控除した残額

ロ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の 50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額(調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいう。)の合計額を控除した残額

なお、適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の 50%以下である」旨の要件は廃止する。

(6) 超過利子額の損金算入 次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。

① その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の 20%(現行:50%)に満たない場合において、前 7 年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額(以下「超過利子額」という。)があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の 20%(現行:50%)に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額を損金の額に算入する。

② 上記①について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しを行う。

(7) その他 上記の見直しのほか、過大支払利子税制について所要の措置を講ずる。

(8) 関連制度の整備 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、上記(5)②を除き、上記と同様の見直しを行う。

(注) 1. 上記(6)②を除く。)の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

2. 上記(6)②の改正は、平成 32 年 4 月 1 日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用する。

2. 移転価格税制の見直し

国外関連者との取引に係る課税の特例(以下「移転価格税制」という。)について、「BEPS プロジェクト」の勧告により改訂された OECD 移転価格ガイドライン等を踏まえ、次の見直しを行う。

(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化 移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産(現金、預貯金、有価証券等)以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきものとする。

(2) 独立企業間価格の算定方法の整備 独立企業間価格の算定方法(以下「価格算定方法」という。)として、OECD 移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF 法)を加える。これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にして DCF 法により算定した金額を独立企業間価格とする方法を加える。

(3) 評価困難な無形資産に係る取引(以下「特定無形資産取引」という。)に係る価格調整措置の導入

特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとする。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りでない。

① 特定無形資産 上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいう。

イ 独自性があり重要な価値を有するものであること。

ロ 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。

ハ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること。

② 適用免除要件 国税当局の当該職員が次のイ又はロに掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用しない。

イ 次に掲げる書類

(i) 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類

(ii) 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類

ロ 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

なお、法人から上記書類の提出等があった場合には、価格調整措置はその経過する日後は適用しない。

(4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長 移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等を7年(現行:6年)に延長する。

(5) 差異調整方法の整備 比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年分以後の所得税について適用する。

以上

>>> お知らせ

■ 会員募集中！！～会員種別・協会費について

○当会は2014年6月に、新たな使命を担う税理士、公認会計士などの士業者が中心となって設立されました。国際専門家集団を形成するネットワークを構築し、地元中小企業を世界へ誘い、我が国の経済の発展に貢献するための事業を行っています。会員の皆様から御支援頂く会費は、海外へ展開していこうとするSAMURAI日本の企業および企業戦士の方々への支援活動に活用させていただきます。

何卒、本事業の趣旨に御賛同頂き、当会へ御参加下さいますよう、お願い申し上げます。

【会員種別・協会費】

(1) 正会員 ・社員総会に参加し、議決権を有する方。GPNの活動に関し、財務的支援、及び、運営に関して関与する方。

<費用> 入会金 10,000 円 会費 5,000 円/月 (60,000 円/年)

(2) 準会員 ・下記の会員の権利を有する方。

<費用> 入会金 5,000 円 会費 1,500 円/月 (18,000 円/年)

(3) 賛助会員 ・当法人の目的に賛同し、財政的支援を提供する方。

<1口> 10,000 円

個人の方 1口以上
団体・企業の方 10口以上

※入会金については、会員となっている者からの推薦を受けた場合には免除されます。

【会員の皆様へのサービス内容】

会員の権利	会員の種別	正会員	準会員	賛助会員
(1) 定款第 12 条に定める議決権の行使		○	—	—
(2) GPNが運営する外部への発信媒体での紹介 ex: WEB サイト・メルマガでの掲載		○	○	—
(3) GPNの活動に関するサポートの收受 ex: 海外展開企業への支援(個別相談・国外パートナー紹介等)		○	○	○
(4) GPNが主催する事業および催事への参加 ex: 海外視察研修ツアー、講演会・セミナー優先割引受講、 会員誌・メールマガジン購読		○	○	○

【注意】 ①入会を申請する者は、定款にしたがい、所定の入会申請の手続き、及び、指定決済機関による入金の確認をもって行うものとします。

②契約期間は、入会手続きが完了した翌日より起算して1年間とします。但し、期間満了日の2ヶ月前迄に、会員より所定の退会申込書が提出され、経営執行委員会が退会の申し入れを受理した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。

③契約期間中に中途退会する場合は、その理由の如何を問わず、払い込まれた会費等の返金を行わないものとします。また、協会費の未払分、及び、残債務全額を支払うものとします。

④会員の資格喪失、その他の詳細は定款、及び、利用規約に記載されています。必ず、ご一読下さい。

<お問合せ> ⇒ <https://www.gpnjapan.com/information/recruit.html>

■ 友人紹介制度のお知らせ～入会金免除！

○皆様のまわりに、海外進出をご計画の経営者様、又は、海外展開案件の相談を受けている税理士・公認会計士等の士業者の方はいらっしゃいませんか？ ご紹介頂いた方が GPN に入会された場合、入会金免除の上、GPN が懇切丁寧にバックアップさせていただきます。

次の事項をご記入の上、本メールにご返信頂くか、GPN WEB サイト「お問合せ」フォームより、ご連絡頂きたいようお願い申し上げます。

<友人紹介>

- 組織・団体名称
- 姓 名
- ご住所
- 電話番号
- E-Mail

<お問合せ> ⇒ <https://gpnjapan.com/script/mailform/contact/>

■ 「海外展開&国際税務に関する課題・質問にお答えします！」

○GPNは中小専門家事務所の国際社会での競争力を強化し、既存、及び、潜在クライアントの国際化のサポートを行う組織を、日本の中小専門家事務所と共同して、日系専門家事務所のネットワークです。

<募集>現在、海外進出をご計画されている企業の顧問をされていらっしゃる税理士、公認会計士の皆様の課題や国際税務に関する質問にお答えします。お気軽に、下記までお問合せ下さい。

<お問合せ> ⇒ <https://www.gpnjapan.com/>

■ 海外展開企業 支援セミナー(第 11 回)開催の御案内

1. 日 時 2019 年 6 月 7 日(金) 15:00～17:00
 2. 会 場 東京国際フォーラム ガラス棟会議室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目5-1 TEL 03-5221-9000
- ※詳細は後日 GPN WEB サイトへ掲載致します。

発行運営団体のご案内

○本メルマガは、個人情報保護ポリシーに基づいて配信されています。

詳しくは下記のページをご参照ください。

・プライバシーポリシー ⇒ <https://gpnjapan.com/notice/policy.html>

○本メールは日本国内向けの情報です。本メールの掲載情報や資料の掲載には、適宜、更新、追加をする等、細心の注意を払っておりますが、掲載された情報の内容は、更新時期などにより変化する事があり、一切保証するものではありません。

○本メールの再配信、記載内容の無断転載・転用・編集はご遠慮ください。

○ご意見・ご感想などございましたら、下記までお願いします。

<GPN カスタマーセンター／メールサービスデスク>

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-12-22 市川サークルビル 6 階

[TEL] 047-712-5531 [FAX] 047-712-5532 [代表 E-Mail] info@gpnjapan.com

[Mail Desk] gpn@gpnjapan.com [URL] <https://www.gpnjapan.com>

営業時間：月～金（10:00～18:00、祝日・年末年始を除く）

<発行運営>

一般社団法人グローバル・プロフェッショナル・ネットワーク

～ 地元国際！～地元企業を世界へいざなう国際専門家集団を形成するネットワーク！！

Copyright 2016-2019 Global Professional Network All Rights Reserved.

